

## 処分の公表

職員の人事管理の透明性を図り、町政に対する信頼を確保するとともに、職員の服務規律及び公務員倫理の保持の徹底と同種事案の再発防止を図ることを目的に、職員の処分の状況を公表します。

飯豊町長 後 藤 幸 平

平成31年2月5日 公表

### 1. 道路交通法違反事案の処分

被処分者：飯豊町職員 主事補 30代 女性

処 分 日：平成31年2月5日

処分内容：戒告

処分事由：平成30年8月31日、南陽市内において自己所有車両を運転し、国道を横断する際、左方より走行のミニバイクと衝突し、運転者に重傷を負わせたことにより行政処分を受けた。このことは、地方公務員法第29条第1項第3号に規定する全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に該当する。

被処分者：飯豊町職員 課長 50代 男性

処 分 日：平成31年2月5日

処分内容：口頭注意

処分事由：所属職員を指揮監督する立場にあるものであり、所属職員の注意と服務に係る十分な理解認識をさせる必要があったものである。

公表の内容については、飯豊町職員の懲戒処分の公表基準に基づいております。